

○長野県警察における用語の定義に関する訓令

平成31年2月28日
県警察本部訓令第5号

長野県警察における用語の定義に関する訓令を次のように定める。

長野県警察における用語の定義に関する訓令

長野県警察の訓令及び警察本部長が定める例規に使用する用語で、次の表の左欄に掲げるものの定義は、別に定めのある場合を除き、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
所属	(1) 長野県警察の組織に関する規則（昭和38年長野県公安委員会規則第2号）第2条第1項及び第3項に規定する課、隊及び所 (2) 警察学校 (3) 警察署
所属長	所属の長
長野県警察職員	警察官及び警察行政職員
警察職員	
警察行政職員	長野県警察の組織に関する規則第32条第1項に規定する警察行政職員
会計年度任用職員	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する職員

附 則

（施行期日）

- この訓令は、平成31年3月15日から施行する。

附 則（令和2年3月31日県警察本部訓令第5号抄）

（施行期日）

- この訓令は、令和2年4月1日から施行する。